

和歌山県立医科大学医学部教務学生委員会規程

制 定 昭和47年2月15日和医大規程第6号
最終改正 令和4年3月17日和医大規程第103号

(設置)

第1条 和歌山県立医科大学の学生部の所掌に属する事項のうち、医学部の学務及び教務の実施並びに学生の厚生補導に関する事項について調査審議するため、医学部教務学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学部長（以下「学部長」という。）
- (2) 副医学部長（以下「副学部長」という。）
- (3) 教養・医学教育大講座及び基礎系・臨床系の専任の教授、准教授又は講師のうちから選出された者
- (4) 学生課長

2 前項第3号に掲げる委員は15人以内とし、医学部教授会の審議を経て医学部長が命ずる。

3 学生部長及び学生部副部長が、医学部教授会の構成員であるときは、前項の規定にかかわらず、委員会の委員として加わるものとする。

(審議事項)

第3条 委員会において審議する事項は、次のとおりである。

- (1) カリキュラムに関する事
- (2) 学生の学籍及び成績に関する事
- (3) 学生の入学、退学、休学、転学及び卒業に関する事
- (4) 学生の進級判定、卒業判定に関する事
- (5) 学生の卒業進路に関する事
- (6) 学生の賞罰に関する事
- (7) 学生の出欠席調査に関する事
- (8) 授業料の延納、分納及び免除に関する事
- (9) 学生の身上相談に関する事
- (10) 学生の健康管理に関する事
- (11) 学生の福利厚生施設に関する事
- (12) 学生の団体活動及び学生生活に関する事
- (13) 学生の会合及び掲示に関する事
- (14) 日本学生支援機構奨学金その他奨学資金に関する事
- (15) 学生アルバイトに関する事
- (16) その他必要事項に関する事

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学部長をもって充てる。

3 副委員長は、副学部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 第2条第1項第3号の規定により選出される委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局学生課において行う。
(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和47年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、令和2年4月1日からの委員任期については、令和3年3月31日までの1年間とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。